

が法人等であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行持株会社（銀行持株会社が銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は銀行代理業者（銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項、第六条第三項、第八条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二・三 （略）

四 第八条第一項、第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第

株主（銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含み、銀行主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行持株会社（銀行持株会社が銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項、第六条第三項、第八条第二項又は第四十七条の二の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二・三 （略）

四 第八条第一項、第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第

一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

五〇九 (略)

十 第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは第二十九条、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

一〇一七 (略)

十八 第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十 第五十四条第一項の規定により付した条件（第八条第二項若しくは第三項、第十六条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第四項まで、第三

一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項若しくは第五十三条第一項から第三項までの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

五〇九 (略)

十 第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは第二十九条、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項若しくは第五十二条の三十三第一項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。

一〇一七 (略)

(新設)

(新設)

十八 第五十四条第一項の規定により付した条件（第八条第二項、第十六条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、

十七条第一項、第四十七條の二、第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二條の二十三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二條の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

第四十七條の二、第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二條の二十三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二條の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第六条（略） 2（略） 3 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。 一 四（略） 五 銀行その他金融業を行う者の業務の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る。） 六 十二（略） 4 七（略） （長期信用銀行の子会社の範囲等） 第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一 十（略） 十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行、その子会社（第一号	（業務の範囲） 第六条（略） 2（略） 3 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。 一 四（略） 五 銀行その他金融業を行う者の業務の代理（内閣府令で定めるものに限る。） 六 十二（略） 4 七（略） （長期信用銀行の子会社の範囲等） 第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一 十（略） 十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む

、第二号及び第七号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。

〔その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。〕

イスト (略)

十二・十三 (略)

258 (略)

9 第一項第十一号又は第六項の場合において、会社が主として長期信用銀行、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

10 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〇九 (略)

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社に

業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。〕

イスト (略)

十二・十三 (略)

258 (略)

9 第一項第十一号又は第六項の場合において、会社が主として長期信用銀行若しくはその子会社又は長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

10 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〇九 (略)

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社に

あつては、主として当該長期信用銀行持株会社、その子会社（長期信用銀行並びに第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ（略）

十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十二（略）

2（略）

3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条において「長期信用銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、分割又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可

あつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社（営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ（略）

十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの以外の子会社が、合算して、次条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十二（略）

2（略）

3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条において「長期信用銀行等」という。）を子会社としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、分割又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受

を受けなければならない。

4・5 (略)

6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(長期信用銀行代理業の許可)

第十六条の五 長期信用銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項に規定する長期信用銀行代理業とは、長期信用銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 長期信用銀行代理業者（第一項の許可を受けて長期信用銀行代理業（前項に規定する長期信用銀行代理業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、所属長期信用銀行（長期信用銀行代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け

けなければならない。

4・5 (略)

6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として長期信用銀行持株会社若しくはその子会社又は長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(新設)

若しくは手形の割引又は為替取引を行う長期信用銀行をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属長期信用銀行の委託を受けた長期信用銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、長期信用銀行代理業を営んではならない。

4 長期信用銀行代理業者は、あらかじめ、所属長期信用銀行の許諾を得た場合でなければ、長期信用銀行代理業の再委託をしてはならない。

（許可の基準）

第十六条の六 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請を行う者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 長期信用銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。

二 人的構成等に照らして、長期信用銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 他に業務を営むことによりその長期信用銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、前条第一項の許可に長期信用銀行代理業の業務の内容その他の事項について条件

（新設）

を付し、及びこれを変更することができる。

(適用除外)

第十六条の七 第十六条の五第一項の規定にかかわらず、長期信用銀行等（長期信用銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、長期信用銀行代理業を営むことができる。

(銀行法の準用)

第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで（目的、定義等）、第四条（営業の免許）、第五条第一項及び第二項（資本の額）、第六条第一項及び第二項（商号）、第十条から第十二条まで（業務の範囲）、第十六条の二（銀行の子会社の範囲等）、第三十一条（合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）、第三十三条（合併の場合の債権者の異議の催告）、第三十三条の二（会社の分割の場合の債権者の異議の催告）、第三十七条第二項（廃業及び解散等の認可）、第四十三条（他業会社への転移等）、第七章（外国銀行支店）、第五十二条の二（銀行等の議決権保有に係る届出書の提出）、第五十二条の九、第五十二条の十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二条の十七、第五十二条の十八第一項（銀行持株会社に係る認可等）、第五十二条の二十三（銀行持株会社の子会社の範囲等）、第五十二条の三十六（許可）、第五十二条の三十八（許可の基準）、第五十二条の六十一第一項（適用除外）、第五十四条（認可等の条件）、第五十五条（認可の失効）、第五十六条

(新設)

(銀行法の準用)

第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで（目的、定義等）、第四条（営業の免許）、第五条第一項及び第二項（資本の額）、第六条第一項及び第二項（商号）、第十条から第十二条まで（業務の範囲）、第十六条の二（銀行の子会社の範囲等）、第三十一条（合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）、第三十三条（合併の場合の債権者の異議の催告）、第三十三条の二（会社の分割の場合の債権者の異議の催告）、第三十七条第二項（廃業及び解散等の認可）、第四十三条（他業会社への転移等）、第七章（外国銀行支店）、第五十二条の二（銀行等の議決権保有に係る届出書の提出）、第五十二条の九、第五十二条の十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二条の十七、第五十二条の十八第一項（銀行持株会社に係る認可等）、第五十二条の二十三（銀行持株会社の子会社の範囲等）、第五十四条（認可等の条件）、第五十五条（認可の失効）、第五十六条第四号（内閣総理大臣の告示）、第五十八条から第六十条まで（内閣府令への委任、権限の委任、経過措置）、

第四号（内閣総理大臣の告示）、第五十八条から第六十条まで（内閣府令への委任、権限の委任、経過措置）、第九章（罰則）並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行議決権大量保有者に係るものにあつては長期信用銀行議決権大量保有者について、銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に係るものにあつては長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、銀行代理業者に係るものにあつては長期信用銀行代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては所屬長期信用銀行について、銀行代理業に係るものにあつては長期信用銀行代理業について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

（内閣府令への委任）

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、許可、認可又は承認に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則）

第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲

第九章（罰則）並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行議決権大量保有者に係るものにあつては長期信用銀行議決権大量保有者について、銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に係るものにあつては長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

（内閣府令への委任）

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、許可又は承認に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

（新設）

役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

二 第十六条の五第一項の規定に違反して、許可を受けないで長期信用銀行代理業を営んだ者

三 不正の手段により第十六条の五第一項の許可を受けた者

四 第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）

第九条の規定に違反して、他人に長期信用銀行の業務を営ませた者

五 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に長期信用銀行代理業を営ませた者

第二十三条の三 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反

行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第十六条の二の四第五項の規定による命令に違反して長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は銀行法第五十二条の三十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

(罰則)

第二十三条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反

行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第十六条の二の四第五項の規定による命令に違反して長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は銀行法第五十二条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第五十二条の三十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第三項又は第十六条の六第二項の規定により付した条件に違反した者

二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 銀行法第十九条、第五十二条の二十七又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

三の二 (略)

三の三 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二十九第一項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

四 銀行法第二十四条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十四条第二項、第五十二条の七

第二十四条 第四条第三項の規定により付した条件に違反した者又は銀行法第二十六条第一項、第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 銀行法第十九条若しくは第五十二条の二十七の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

三の二 (略)

三の三 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の二十九第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

四 銀行法第二十四条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十四条第二項、第五十二条の七

、第五十二条の十一、第五十二条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 銀行法第二十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十五条第二項、第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第一項、第五十二条の三十二第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
六〇八 （略）

九 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者

第二十五条の二 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

、第五十二条の十一若しくは第五十二条の三十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 銀行法第二十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十五条第二項、第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第一項若しくは第五十二条の三十二第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
六〇八 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

第二十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第二十六条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 （略）

二 第二十五条第一号から第五号まで、第八号若しくは第九号又は第二十五条の二 二億円以下の罰金刑

三 第二十三条の二、第二十五条第六号、第七号若しくは第十号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準

（新設）

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 （略）

二 前条第一号から第五号まで又は第八号 二億円以下の罰金刑

三 第二十三条の二又は前条第六号若しくは第七号 各本条の罰金

（新設）

刑

用する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした長期信用銀行（長期信用銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人、長期信用銀行議決権大量保有者（長期信用銀行議決権大量保有者が長期信用銀行議決権大量保有者でなくなつた場合における当該長期信用銀行議決権大量保有者であつた者を含み、長期信用銀行議決権大量保有者が法人等（法人及び銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなつた場合における当該長期信用銀行主要株主であつた者を含み、長期信用銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした長期信用銀行（長期信用銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）若しくは清算人、長期信用銀行議決権大量保有者（長期信用銀行議決権大量保有者が長期信用銀行議決権大量保有者でなくなつた場合における当該長期信用銀行議決権大量保有者であつた者を含み、長期信用銀行議決権大量保有者が法人（銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体を含む。第四号の二を除き、以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなつた場合における当該長期信用銀行主要株主であつた者を含み、長期信用銀行主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人

株式会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は長期信用銀行代理業者（長期信用銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一（略）

二 第十条第一項若しくは第十一条第五項の規定若しくは銀行法第八條第一項、第十六條、第三十四條第一項、第三十六條第一項、第三十八條、第五十二條の三十九第一項、第五十二條の四十七、第五十二條の四十八、第五十二條の六十一第三項若しくは第五十三條第一項から第四項までの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

三六（略）

七 第十九條第一項の規定により付した条件（第十三條の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは第十六條の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第八條第二項若しくは第三項、第三十條第一項から第四項まで、第三十七條第一項若しくは第五十二條の三十五第一項から第三項ま

、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一（略）

二 第十条第一項若しくは第十一条第五項の規定若しくは銀行法第八條第一項、第十六條、第三十四條第一項、第三十六條第一項、第三十八條若しくは第五十三條第一項から第三項までの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

三六（略）

七 第十九條第一項の規定により付した条件（第十三條の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは第十六條の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第八條第二項、第三十條第一項から第四項まで、第三十七條第一項若しくは第五十二條の三十五第一項から第三項までの規定による

での規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

八 銀行法第五条第三項、第六条第三項又は第八条第二項若しくは第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

九、十二 (略)

十三 銀行法第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は銀行法第二十六条第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)若しくは銀行法第二十九条、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

十四 (略)

十五 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十六 銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

認可に係るものに限る。)に違反したとき。

八 銀行法第五条第三項、第六条第三項又は第八条第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

九、十二 (略)

十三 銀行法第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は銀行法第二十六条第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)若しくは銀行法第二十九条、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項若しくは第五十二条の三十三第一項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 (略)

(新設)

(新設)

○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
目次 第一章～第八章 （略） 第九章 登記（第六十五条―第八十五条） 第九章の二 信用金庫代理業（第八十五条の二・第八十五条の三） 第十章～第十一章 （略） （兼職又は兼業の制限） 第三十三条 金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人は、他の金庫若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。 2・3 （略） （信用金庫の事業） 第五十三条 （略）	目次 第一章～第八章 （略） 第九章 登記（第六十五条―第八十五条） 第十章～第十一章 （略） （兼職又は兼業の制限） 第三十三条 金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人その他の職員は、他の金庫若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。 2・3 （略） （信用金庫の事業） 第五十三条 （略）

2 信用金庫は、政令で定めるところにより、前項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対して資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章において同じ。）をすることができる。 3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。 一〇六（略）	2 信用金庫は、政令で定めるところにより、前項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対して資金の貸付け（手形の割引を含む。以下同じ。）をすることができる。 3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。 一〇六（略）
七 金庫、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）	七 国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の指定する者の業務の代理
八〇十六（略）	八〇十六（略）
四〇八（略）	四〇八（略）
（削る）	9 信用金庫は、第三項第四号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
（削る）	10 信用金庫は、第三項第十五号又は第十六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
（削る）	11 信用金庫が第六項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該信用金庫は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

(削る)	12 信用金庫が第七項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該信用金庫は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。
(削る)	13 信用金庫は、第八項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
9 12 (略)	14 17 (略)
(信用金庫連合会の事業) 第五十四条 信用金庫連合会は、次に掲げる業務を行うことができる。	(信用金庫連合会の事業) 第五十四条 信用金庫連合会は、会員のために次に掲げる業務を行うことができる。
一 三 (略)	一 三 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。
一 六 (略)	一 六 (略)
七 金庫、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）	七 国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の指定する者の業務の代理
八 十六 (略)	八 十六 (略)